

青森県報

第二千五百七号

平成十七年
七月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(農林水産部) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(農林水産部) ……二
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

告 示

青森県告示第六百二十八号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により
 家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百二十九号
 昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十七年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表小川原湖区域の項を次のように改める。

小川原湖区域	1 底びき網を使用して行うしじみ漁業
小川原湖漁業協同組合の地区	2 総トン数十トン未満の漁船により行う船びき網漁業

青森県告示第六百三十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
下北郡東通村大字尻労字尻労七 林 一 喜	尻労区域			総トン数十トン未満の漁船に業より行う漁業
下北郡東通村大字尻労字尻労六 小笠原 清 春				主として漁業

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	下北郡東通村	平成十七年七月二十五日

青森県告示第六百三十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	場 所
加入区名 石持 発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一番地 手間本 政 信 下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五番地三 杉 本 輝 喜 下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一番地 齋 藤 栄 藏	期 間 平成十七年七月二十五日か ら八月八日ま で	石持漁業協 同組合

公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、才市田地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年七月二十六日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡二八の五及び二八の六	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称） 愛知県名古屋市中区栄一丁目二四の一 五 ユーエフジェイセントラルリース株式 会社
--	---

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------